

第 2 期「ひょうご教育創造プラン」の策定について

1 策定の趣旨

本県では、平成 21 年 6 月に「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」（計画期間：H21～H25）を策定し、「元気兵庫へ ころも豊かな人づくり」を基調に、教育の充実に取り組んできた。

平成 25 年度末の計画期間満了を控え、社会情勢の変化（人口減少社会の到来、価値観や豊かさの変容等）、国の第 2 期「教育振興基本計画」の策定内容（H25.6 予定）などを踏まえ、本県がめざす教育の方向性と今後講ずるべき施策等を示す第 2 期「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」を策定する。

教育基本法第 17 条（教育振興基本計画）

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 第 2 期「ひょうご教育創造プラン」の概要

(1) 計画期間

平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間

(2) 策定期間

平成 26 年 3 月（予定）

※「県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」に基づき、平成 26 年 2 月
県議会に上程

県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例 第 2 条及び第 3 条

第 2 条 この条例において「基本的な計画」とは、県行政に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画（行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が 5 年未満の計画を除く。）で、次に掲げるものをいう。

- (1) 県行政全般又は県行政各分野に係る計画で別表に掲げるもの
(2) 前号に掲げる計画のほか、別に定める基本的な計画

第 3 条 知事等は、基本的な計画の策定、変更（軽微な変更を除く。以下同じ。）又は廃止をするに当たっては、当該計画のうち基本構想に係ることについて、議会の議決を経なければならない。

県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に規定する基本的な計画

県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成 18 年兵庫県条例第 46 号）第 2 条第 2 号に規定する基本的な計画は次のとおりである。

- 第 3 次兵庫県環境基本計画
ひょうご教育創造プラン
（以下省略）

(3) 計画の対象

本県の教育施策全般（公立学校教育や社会教育、文化・スポーツ等教育委員会所管施策、私立学校、県立大学、生涯学習、家庭教育など）

(4) 計画の構成

第1期計画と同様、基本計画と実施計画に分割して構成

〔基本計画部分（県議会の議決対象）〕

第1部 計画の基本事項

- ① 計画策定の趣旨及び位置付け ② 計画の期間及び運用

第2部 教育の現状と課題

- ① 社会情勢の変化 ② 兵庫の教育の成果と課題（プランの検証）

第3部 兵庫の教育のめざす姿

- ① 基本理念 ② 教育施策の重点目標

〔実施計画部分（県議会の議決対象外）〕

- ・教育施策の重点目標に沿って、取り組むべき具体的施策を記載
- ・その際、可能な限り具体的な目標を示す

3 兵庫県教育振興基本計画検討委員会の設置

学識経験者等で構成する「兵庫県教育振興基本計画検討委員会」を設置し、計画案に対して意見を述べる。

- (1) 構成 学識経験者、教育関係者等 25 人
(2) 時期 平成 25 年 4 月～平成 26 年 2 月（別紙 1）

「兵庫県教育振興基本計画検討委員会」検討スケジュール

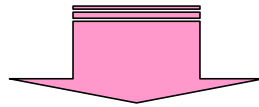
第1回(5月20日)

〔当局説明〕

- 検討スケジュール
- 国の第2期教育振興基本計画の策定状況
- 兵庫の教育の現状と課題(ひょうご教育創造プランの検証)

〔協議事項〕

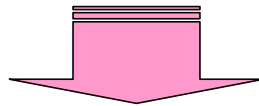
- 兵庫の教育の現状と課題(今後の方向性)



第2回(7月下旬)

〔協議事項〕

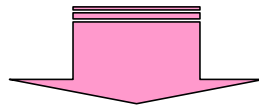
- 第2期プランの骨子案(基本理念、基本目標、構成等)



第3回(9月中旬)

〔協議事項〕

- 第2期プランの素案

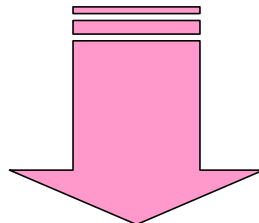


10月上旬～11月上旬
パブリックコメント

第4回(11月下旬)

〔協議事項〕

- 第2期プラン最終案



平成26年2月
兵庫県議会議案上程
(基本計画部分)

平成26年3月
県議会議決(第2期プラン策定)